

寄附金の税制上の優遇措置（申告が必要です）

自治体（県、市区町村）に寄付をすると、その金額の 5,000 円を超える部分の金額が所得税及び住民税から控除されます。

ただし、控除される金額については、所得金額や住民税額等により一定の限度があります。

所得税は寄附された年分の所得控除、住民税は翌年度に課税される税額から税額控除されます。

控除の手続きは、所得税の確定申告（場合によっては住民税の申告）の際に、寄附金の受領証明書または領収書を添付して、寄附金控除の申告をしていただくことになります。控除金額や申告方法など詳しくは、最寄りの税務署又は市区町村の税務担当課へお問い合わせください。

[個人住民税の税額控除額の計算方法]

①と②の合計額が寄附をした翌年度の住民税所得割から税額控除されます。

①基本控除額（地方公共団体に対する寄附金－5千円）×10%

②特例控除（地方公共団体に対する寄附金－5千円）×（90%－0%～40%） ※「0%～40%」は寄附者に適用される所得税の税率

※②の額は個人住民税の所得割の1割が限度です。

※寄附金の控除対象限度額は、地方公共団体以外に対する寄附金とあわせて総所得金額等の30%です。

※控除対象額は、所得や家族構成等によって一人ひとり異なります。

給与収入700万円で夫婦子2人のケースの計算例

●所得税の税率 10% ●住民税所得割額 293,500円

